

情報提供

那医発第14号

施設長 各位

那霸市醫師会  
会長 山城千秋  
副会長 友利博朗



## 医療保険関係通知の送付について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会を通じ「医療保険関係通知の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先(那覇市医師会 事務局: 石垣・前泊 / 電話 098-868-7579)

記

## 地区医師会医療保険担当理事 殿

沖縄県医師会

常任理事 平安 明  
(医療保険担当理事)  
(公印省略)

## 医療保険関係通知の送付について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、標記の関係通知が届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知①は、厚生労働省保険局医療課から新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い(その68)の通知が発出された旨の情報提供となっております。

本通知②は、令和4年4月1日から適用となっている新型コロナウイルス感染症に係る検査料の点数の取扱いについて示されております。

本通知③は、厚生労働省保険局医療課から「疑義解釈資料の送付について(その100)」が発出された旨の情報提供となっております。

本通知④は、新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数の見直しについて、示されております。

本通知⑤は、日本医師会より、日医ホームページに令和4年度診療報酬改定に係る告示、通知を掲載した旨の情報提供となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配下さいますようよろしくお願ひ申し上げます。

なお、各通知の添付資料は省略しておりますので、各資料は、本会文書映像データ管理システムをご確認下さいますようお願い申し上げます。

記

記

- ①新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 68)  
(令和 4 年 3 月 17 日(保 317))
  - ②新型コロナウイルス感染症にかかる検査料の点数の取扱いについて  
(令和 4 年 3 月 18 日 医発第 975 号(保 319))
  - ③厚生労働省「疑義解釈資料の送付について(その 100)」の送付について  
(令和 4 年 3 月 18 日(保 321))
  - ④新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数の見直しについて  
(令和 4 年 3 月 18 日(保 322))
  - ⑤令和 4 年度診療報酬改定に係る告示、通知のご案内について(3 月 18 日付け)  
(令和 4 年 3 月 22 日(保 323))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会保険課:山川、比嘉  
TEL : 098-888-0087 FAX : 098-888-0089  
E-mail : hokenka@okinawa.med.or.jp

(保 317)

令和4年3月17日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
松 本 吉 郎  
(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その68）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について、添付資料のとおり厚生労働省より取扱いが示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、

- ① 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その63）」の問1において示されている、「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されている保険医療機関において、その診療・検査対応時間内に、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合における、二類感染症患者入院診療加算（250点）の算定が、令和4年7月31日までの間は、引き続き、可能となること
- ② 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その66）」の問1において示されている、自宅・宿泊療養を行っている者に対して、重点措置を実施すべき区域として公示された区域を含む都道府県に所在する保険医療機関であって、保健所等から健康観察に係る委託を受けているもの又は「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されているものの医師が、電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合における、二類感染症患者入院診療加算の100分の200に相当する点数（500点）が算定できる取扱いについて、令和4年3月21日時点において重点措置を実施すべき区域として公示された区域を含む都道府県に所在する保険医療機関は、令和4年4月30日までの間に限り、その取扱いが可能となること等について示されたものであります。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

### <添付資料>

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その68）  
(令4.3.16 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事務連絡  
令和4年3月16日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その68）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について別添のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関に対し周知徹底を図られたい。

(別添)

問1 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その63）」（令和3年9月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の問1において、「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されている保険医療機関において、その診療・検査対応時間内に、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合に、令和4年3月31日までの措置として、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その9）」（令和2年4月8日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の2（2）における二類感染症患者入院診療加算（250点）を算定できるとされているが、令和4年4月1日以降の取扱いについてどのように考えればよいか。

（答）令和4年7月31日までの間は、引き続き、当該加算を算定することができる。

問2 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その66）」（令和4年2月17日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「2月17日事務連絡」という。）の問1において、自宅・宿泊療養を行っている者に対して、重点措置を実施すべき区域として公示された区域を含む都道府県に所在する保険医療機関であって、保健所等から健康観察に係る委託を受けているもの又は「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されているものの医師が、電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合、二類感染症患者入院診療加算の100分の200に相当する点数（500点）を算定できるとされているが、重点措置が解除された場合の取扱いについてどのように考えればよいか。

（答）令和4年3月21日時点において重点措置を実施すべき区域として公示された区域を含む都道府県に所在する保険医療機関については、令和4年4月30日までの間に限り、2月17日事務連絡の問1に示す「重点措置を実施すべき期間とされた期間において、実施すべき区域として公示された区域を含む都道府県に所在する保険医療機関」に該当するものとみなす。

日医発第975号（保319）  
令和4年3月18日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
中川俊男  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症にかかる  
検査料の点数の取扱いについて

今般、新型コロナウイルス感染症にかかる検査料の点数の取扱いについて、添付資料1のとおり令和4年3月16日の中医協総会で承認されたことを踏まえ、厚生労働省保険局医療課長から添付資料2のとおり取り扱う通知が示され、令和4年4月1日から適用することとなりました。

本通知の内容について、本会において添付資料3のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌5月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し（案）  
(令4.3.16 中医協総会 資料総-1)
2. 検査料の点数の取扱いについて  
(令4.3.16 保医発0316 第1号 厚生労働省保険局医療課長)
3. 新型コロナウイルス感染症に係る検査料の点数の取扱い（令和4年4月1日以降の経過措置）  
(日本医師会医療保険課)

# 新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し（案）

中医協 総－1  
4. 3. 16

## 【見直し案】

- 「核酸検出（PCR）検査（委託）」について、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえ、激変緩和のための更なる経過措置として、令和4年4月1日から令和4年6月30日まで850点とし、令和4年7月1日に700点とする。

検査項目	～12/30	12/31～3/31	4/1～6/30	7/1～
核酸検出（PCR）検査（委託）	1800点	<b>1350点</b>	<b>850点</b>	<b>700点</b>
核酸検出（PCR）検査（委託以外）	1350点		<b>700点</b>	
抗原検出検査（定性）	600点		<b>300点</b>	
抗原検出検査（定量）			<b>560点</b>	

(参考)  
新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し後の点数一覧

検査項目	見直し後の点数	準用点数
SARS-CoV-2核酸検出（検査委託）	<b>4/1~6/30 850点</b> <b>7/1~ 700点</b>	D012 感染症免疫学的検査 「56」HTLV-1抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）（425点） D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」HPV核酸検出（350点） 2回分
SARS-CoV-2核酸検出（検査委託以外）	<b>700点</b>	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」HPV核酸検出（350点） 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託）	<b>4/1~6/30 850点</b> <b>7/1~ 700点</b>	D012 感染症免疫学的検査 「56」HTLV-1抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）（425点） D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」HPV核酸検出（350点） 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託以外）	<b>700点</b>	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」HPV核酸検出（350点） 2回分
SARS-CoV-2抗原検出（定性）	<b>300点</b>	D012 感染症免疫学的検査 「26」マイコプラスマ抗原定性（免疫クロマト法）（150点） 2回分
SARS-CoV-2抗原検出（定量）	<b>560点</b>	D012 感染症免疫学的検査 「52」HIV-1抗体（ウエスタンブロット法）（280点） 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）	<b>420点</b>	D012 感染症免疫学的検査 「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）（210点） 2回分

保医発0316第1号  
令和4年3月16日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
(公印省略)

#### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）を下記のとおり改正し、令和4年4月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

なお、検体採取を行った保険医療機関以外の施設に検査を委託する場合のSARS-CoV-2核酸検出及びSARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出の点数については、中央社会保険医療協議会総会（令和4年3月16日）において承認されたとおり、令和4年7月1日に再度見直しを行い、700点とする予定であることを申し添えます。

#### 記

1 別添1第2章第3部第1節第1款D023(18)のアを次のように改める。

(18) SARS-CoV-2核酸検出

ア SARS-CoV-2核酸検出は、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドンス 2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「56」HTLV-I抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の

「10」 H P V核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D 0 2 6」検体検査判断料の「7」微生物的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

2 別添1第2章第3部第1節第1款D 0 2 3 (30)のアを次のように改める。

(30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出

ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、P C R 法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「56」H T L V－I 抗体（ウェスタンプロット法及びラインプロット法）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」H P V核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D 0 2 6」検体検査判断料の「7」微生物的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(参考：新旧对照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号)

改 正 後		現 行
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項	<p>第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D 0 0 0 ~ D 0 2 2 (略) D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 (1) ~ (17) (略)</p> <p>(18) SARS-CoV-2 核酸検出 ア SARS-CoV-2 核酸検出は、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドライン 2013－2014版」に記載されたカテゴリBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「[56] HTLV-I 抗体 (ウェスタンブロット法及びライシンプロツ上法) の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「[10] HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合について</p> <p>第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D 0 0 0 ~ D 0 2 2 (略) D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 (1) ~ (17) (略)</p> <p>(18) SARS-CoV-2 核酸検出 ア SARS-CoV-2 核酸検出は、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「[10] HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。 なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドランス 2013－2014版」に記載されたカテゴリBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「[56] HTLV-I 抗体 (ウェスタンブロット法及びライシンプロツ上法) の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「[10] HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合について</p>

ても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D026」検体検査判断料の「7」微生物的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドライン 2013－2014版」に記載されたカテゴリB の感染性物質の規定に従つて、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ～オ (略) (19)～(29) (略)

(30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出  
ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR 法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドランス 2013－2014版」に記載されたカテゴリB の感染性物質の規定に従つて、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「56」HTLV-1 抗体（ウェスタンプロット法及びライソプロト上法）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」H

イ～オ (略)  
(19)～(29) (略)

(30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出  
ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR 法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドランス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリB の感染性物質の規定に従つて、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「56」HTLV-1 抗体（ウェスタンプロット法及びライソプロト上法）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

PV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D026」検体検査判断料の「7」微生物的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドライン 2013－2014版」に記載されたカテゴリB の感染性物質の規定に従つて、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ～オ (略)

イ～オ (略)

# 新型コロナウイルス感染症に係る検査料の点数の取扱い (令和4年4月1日以降の経過措置)

令和4年3月16日 保医発0316第1号 (令和4年4月1日適用)

No.1

測定項目	SARS-CoV-2 核酸検出
点 数	<p>○検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合 〔令和4年4月1日以降（更なる経過措置）〕</p> <p>D012 感染症免疫学的検査 「56」HTLV-I抗体（ウエスタンプロット法及びラインプロット法） 425点の2回分 <u>850点</u></p> <p>〔令和4年7月1日以降（予定）〕</p> <p>D023 微生物核酸同定・定量検査 「9」HCV核酸検出 350点の2回分 700点</p> <p>*感染状況や医療機関での実施状況を踏まえ、激変緩和のための<u>更なる経過措置</u>として、令和4年4月1日から令和4年6月30日まで850点とし、令和4年7月1日に700点とすることとされました。</p>
関連する留意事項の改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部）</p> <p>第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(17) (略) (18) SARS-CoV-2 核酸検出 ア SARS-CoV-2 核酸検出は、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドライン 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「56」HTLV-I抗体（ウエスタンプロット法及びラインプロット法）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D026」検体検査判断料の「7」微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドライン 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 イ～オ (略) (19)～(30) (略)</p>

No.2

測定項目	SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出
点 数	<p>○検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合 〔令和4年4月1日以降（更なる経過措置）〕</p> <p>D012 感染症免疫学的検査 「56」HTLV-I抗体（ウエスタンプロット法及びラインプロット法） 425点の2回分 <u>850点</u></p> <p>〔令和4年7月1日以降（予定）〕</p> <p>D023 微生物核酸同定・定量検査 「9」HCV核酸検出 350点の2回分 700点</p> <p>*感染状況や医療機関での実施状況を踏まえ、激変緩和のための<u>更なる経過措置として</u>、令和4年4月1日から令和4年6月30日まで850点とし、令和4年7月1日に700点とすることとされました。</p>
関連する留意事項の改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部）</p> <p>第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(29) (略) (30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出 ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、<u>採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドライン2013-2014版</u>に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、<u>検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「56」HTLV-I抗体（ウエスタンプロット法及びラインプロット法）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D026」検体検査判断料の「7」微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドライン2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、<u>検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> イ～オ (略)</u></p>

(日本医師会医療保険課)

(保 321)  
令和4年3月18日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
松 本 吉 郎  
(公印省略)

#### 厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その100）」の送付について

令和2年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和2年3月5日付け日医発第1181号（保265）「令和2年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、令和2年度診療報酬改定に関するQ&A「疑義解釈資料の送付について（その100）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

以上、本件について貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

#### 【添付資料】

疑義解釈資料の送付について（その100）  
(令4.3.17 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事務連絡  
令和4年3月17日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その100）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第57号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日保医発0305第1号）等により、令和2年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

(別添)

## 医科診療報酬点数表関係

### 【インフルエンザウイルス抗原定性】

問1 「鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のA型インフルエンザウイルス抗原及びB型インフルエンザウイルス抗原の検出」を使用目的として令和4年3月17日付で薬事承認された「Exdia EKテスト Influenza A+B」(栄研化学株式会社)はいつから保険適用となるのか。

(答) 令和4年3月17日より保険適用となる。なお、当該検査を実施する場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「22」インフルエンザウイルス抗原定性を算定すること。

### 【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出（定性）】

問2 令和2年5月13日付で保険適用されたSARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出（定性）を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2抗原の検出（COVID-19の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和4年3月17日付で薬事承認された「HEALGEN COVID-19 抗原迅速テスト」(タカラバイオ株式会社)、「イムノエースSARS-CoV-2 Saliva」(株式会社タウンズ)及び「キャピリアSARS-CoV-2 Saliva」(株式会社タウンズ)はいつから保険適用となるのか。

(答) 令和4年3月17日より保険適用となる。

(保 322)

令和4年3月18日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松 本 吉 郎

(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数の見直しについて

新型コロナウイルス感染症に係る検査の点数につきましては、令和4年3月16日の中央社会保険医療協議会総会の審議を経て、「核酸検出（P C R）検査（委託）」について、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえ、激変緩和のためのさらなる経過措置として、令和4年4月1日から令和4年6月30日まで850点とし、令和4年7月1日に700点とすることが承認され実施されることとなり、令和4年3月18日付け日医発第975号（保319）「新型コロナウイルス感染症にかかる検査料の点数の取扱いについて」により、ご連絡申し上げたところでございます。

今回の対応につきましても、厚生労働省より、今後も地域医療に必要な検査が引き続き実施されるよう、医療機関や衛生検査所等との間で、診療報酬点数の見直しを踏まえた円滑な契約の見直しに対応していただくよう、添付資料のとおり、関係業界に対し周知されておりますので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

#### <添付資料>

新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数の見直しについて（周知）

（令4.3.17 事務連絡 厚生労働省医政局地域医療計画課・経済課・

新型コロナウイルス感染症対策推進本部・保険局医療課）

- ① 日本医療機器産業連合、米国医療機器・IVD工業会、欧州ビジネス協会医療機器・IVD委員会、日本臨床検査薬協会 あて
- ② 都道府県・保健所設置市・特別区 衛生主管（部）局 あて
- ③ 日本衛生検査所協会 あて

事務連絡  
令和4年3月17日

一般社団法人 日本医療機器産業連合  
一般社団法人 米国医療機器・IVD工業会  
歐州ビジネス協会医療機器・IVD委員会  
一般社団法人 日本臨床検査薬協会

御中

厚生労働省医政局地域医療計画課  
経済課  
新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
保険局医療課

新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数の見直しについて（周知）

平素より体外診断用医薬品の安定供給に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数について、別添のとおり、令和4年3月16日の中央社会保険医療協議会総会において、『「核酸検出（PCR）検査（委託）」について、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえ、激変緩和のための更なる経過措置として、令和4年4月1日から令和4年6月30日まで850点とし、令和4年7月1日に700点とする』ことが承認されたところです。

今後も地域医療に必要な検査が引き続き実施されるよう、医療機関や衛生検査所等との間で、診療報酬点数の見直しを踏まえた円滑な契約の見直しに対応していくだくよう、貴会傘下の会員に周知いただきますようお願ひいたします。

なお、同旨の事務連絡を一般社団法人日本衛生検査所協会宛に送付することを申し添えます。

（連絡先）

厚生労働省医政局経済課医療機器政策室

電話：03-3595-3409

メール：[kikihoken@mhlw.go.jp](mailto:kikihoken@mhlw.go.jp)

# 新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し

## 別添

### 【見直し】

- 「核酸検出（PCR）検査（委託）」について、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえ、激変緩和のための更なる経過措置として、令和4年4月1日から令和4年6月30日まで850点とし、令和4年7月1日に700点とする。

検査項目	～12/30	12/31～3/31	4/1～6/30	7/1～
核酸検出（PCR）検査（委託）	1800点	<b>1350点</b>	<b>850点</b>	<b>700点</b>
核酸検出（PCR）検査（委託以外）	1350点		<b>700点</b>	
抗原検出検査（定性）	600点		<b>300点</b>	
抗原検出検査（定量）			<b>560点</b>	

(参考)  
新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し後の点数一覧

検査項目	見直し後の点数	準用点数
SARS-CoV-2核酸検出（検査委託）	4/1~6/30 850点  7/1~ 700点	D012 感染症免疫学的検査 「56」HTLV-1抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）（425点）  D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」HPV核酸検出（350点） 2回分
SARS-CoV-2核酸検出（検査委託以外）	700点	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」HPV核酸検出（350点） 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託）	4/1~6/30 850点  7/1~ 700点	D012 感染症免疫学的検査 「56」HTLV-1抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）（425点）  D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」HPV核酸検出（350点） 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託以外）	700点	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」HPV核酸検出（350点） 2回分
SARS-CoV-2抗原検出（定性）	300点	D012 感染症免疫学的検査 「26」マイコプラスマ抗原定性（免疫クロマト法）（150点） 2回分
SARS-CoV-2抗原検出（定量）	560点	D012 感染症免疫学的検査 「52」HIV-1抗体（ウエスタンブロット法）（280点） 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）	420点	D012 感染症免疫学的検査 「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）（210点） 2回分

保医発0316第1号  
令和4年3月16日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
(公印省略)

#### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）を下記のとおり改正し、令和4年4月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

なお、検体採取を行った保険医療機関以外の施設に検査を委託する場合のSARS-CoV-2核酸検出及びSARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出の点数については、中央社会保険医療協議会総会（令和4年3月16日）において承認されたとおり、令和4年7月1日に再度見直しを行い、700点とする予定であることを申し添えます。

#### 記

1 別添1第2章第3部第1節第1款D023(18)のアを次のように改める。

(18) SARS-CoV-2核酸検出

ア SARS-CoV-2核酸検出は、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドンス 2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「56」HTLV-I抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の

「10」 H P V核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D 0 2 6」検体検査判断料の「7」微生物的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

2 別添1第2章第3部第1節第1款D 0 2 3 (30)のアを次のように改める。

(30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出

ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、P C R 法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「56」H T L V－I 抗体（ウェスタンプロット法及びラインプロット法）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」H P V核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D 0 2 6」検体検査判断料の「7」微生物的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(参考：新旧对照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号)

改 正 後		現 行
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項	<p>第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D 0 0 0 ~ D 0 2 2 (略) D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 (1) ~ (17) (略)</p> <p>(18) SARS-CoV-2 核酸検出</p> <p>ア SARS-CoV-2 核酸検出は、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドライン 2013－2014版」に記載されたカテゴリBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「[56] HTLV-I 抗体 (ウェスタンプロット法及びライシンプロツ上法) の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「[10] HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合について</p> <p>第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D 0 0 0 ~ D 0 2 2 (略) D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 (1) ~ (17) (略)</p> <p>(18) SARS-CoV-2 核酸検出</p> <p>ア SARS-CoV-2 核酸検出は、<u>検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「[10] HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。</u>なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドランス2013－2014版」に記載されたカテゴリBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「[56] HTLV-I 抗体 (ウェスタンプロット法及びライシンプロツ上法) の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「[10] HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合について</p>

ても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D026」検体検査判断料の「7」微生物的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドライン 2013－2014版」に記載されたカテゴリB の感染性物質の規定に従つて、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ～オ (略) (19)～(29) (略)

(30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出  
ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR 法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドランス 2013－2014版」に記載されたカテゴリB の感染性物質の規定に従つて、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「56」HTLV-1 抗体（ウェスタンプロット法及びライソプロト上法）の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」H

イ～オ (略)  
(19)～(29) (略)

(30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出  
ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR 法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HPV 核酸検出の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドランス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリB の感染性物質の規定に従つて、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「56」HTLV-1 抗体（ウェスタンプロット法及びライソプロト上法）の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

PV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D026」検体検査判断料の「7」微生物的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドライン 2013－2014版」に記載されたカテゴリB の感染性物質の規定に従つて、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。  
イ～オ (略)

イ～オ (略)

事務連絡  
令和4年3月17日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管(部)局 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課  
経済課  
新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
保険局医療課

新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数の見直しについて（周知）

新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数について、別添のとおり、令和4年3月16日の中央社会保険医療協議会において、『「核酸検出(PCR)検査(委託)」について、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえ、激変緩和のための更なる経過措置として、令和4年4月1日から令和4年6月30日まで850点とし、令和4年7月1日に700点とする』ことが承認されたところです。

各衛生検査所におかれでは、今後も地域医療に必要な検査が引き続き実施されるよう、医療機関や検査機器・試薬製造販売業者等との間で、診療報酬点数の見直しを踏まえた円滑な契約の見直しに対応していただくよう、貴管内の衛生検査所の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

なお、同旨の事務連絡を検査機器・試薬関係団体及び衛生検査所関係団体宛に送付することを申し添えます。

〈衛生検査所に関するごとについて〉  
(連絡先)

厚生労働省医政局地域医療計画課  
医療関連サービス室  
電話：03-3595-2185  
メール：[k-sokutei@mhlw.go.jp](mailto:k-sokutei@mhlw.go.jp)

〈保険収載に関するごとについて〉  
(連絡先)

厚生労働省保険局医療課  
電話：03-3595-2577

# 新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し

## 別添

### 【見直し】

- 「核酸検出（PCR）検査（委託）」について、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえ、激変緩和のための更なる経過措置として、令和4年4月1日から令和4年6月30日まで850点とし、令和4年7月1日に700点とする。

検査項目	～12/30	12/31～3/31	4/1～6/30	7/1～
核酸検出（PCR）検査（委託）	1800点	<b>1350点</b>	<b>850点</b>	<b>700点</b>
核酸検出（PCR）検査（委託以外）	1350点		<b>700点</b>	
抗原検出検査（定性）	600点		<b>300点</b>	
抗原検出検査（定量）			<b>560点</b>	

(参考)  
新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し後の点数一覧

検査項目	見直し後の点数	準用点数
SARS-CoV-2核酸検出（検査委託）	4/1~6/30 <b>850点</b> 7/1~ <b>700点</b>	D012 感染症免疫学的検査 「56」HTLV-1抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）（425点） D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」HPV核酸検出（350点） 2回分
SARS-CoV-2核酸検出（検査委託以外）	<b>700点</b>	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」HPV核酸検出（350点） 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託）	4/1~6/30 <b>850点</b> 7/1~ <b>700点</b>	D012 感染症免疫学的検査 「56」HTLV-1抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）（425点） D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」HPV核酸検出（350点） 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託以外）	<b>700点</b>	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」HPV核酸検出（350点） 2回分
SARS-CoV-2抗原検出（定性）	<b>300点</b>	D012 感染症免疫学的検査 「26」マイコプラスマ抗原定性（免疫クロマト法）（150点） 2回分
SARS-CoV-2抗原検出（定量）	<b>560点</b>	D012 感染症免疫学的検査 「52」HIV-1抗体（ウエスタンブロット法）（280点） 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）	<b>420点</b>	D012 感染症免疫学的検査 「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）（210点） 2回分

保医発0316第1号  
令和4年3月16日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
(公印省略)

#### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）を下記のとおり改正し、令和4年4月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

なお、検体採取を行った保険医療機関以外の施設に検査を委託する場合のSARS-CoV-2核酸検出及びSARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出の点数については、中央社会保険医療協議会総会（令和4年3月16日）において承認されたとおり、令和4年7月1日に再度見直しを行い、700点とする予定であることを申し添えます。

#### 記

1 別添1第2章第3部第1節第1款D023(18)のアを次のように改める。

(18) SARS-CoV-2核酸検出

ア SARS-CoV-2核酸検出は、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドンス 2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「56」HTLV-I抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の

「10」 H P V核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D 0 2 6」検体検査判断料の「7」微生物的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

2 別添1第2章第3部第1節第1款D 0 2 3 (30)のアを次のように改める。

(30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出

ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、P C R 法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「56」H T L V－I 抗体（ウェスタンプロット法及びラインプロット法）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」H P V核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D 0 2 6」検体検査判断料の「7」微生物的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(参考：新旧对照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号)

改	正	後	現	行
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項	第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D000～D022 (略) D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(17) (略) (18) SARS-CoV-2核酸検出 ア SARS-CoV-2核酸検出は、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドライン 2013－2014版」に記載されたカテゴリBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「[56] HTLV-I抗体 (ウェスタンプロット法及びライシンプロツ上法) の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「[10] HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合につい	第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D000～D022 (略) D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(17) (略) (18) SARS-CoV-2核酸検出 ア SARS-CoV-2核酸検出は、 <u>検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「[10] HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。</u> なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドランス2013－2014版」に記載されたカテゴリBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「[56] HTLV-I抗体 (ウェスタンプロット法及びライシンプロツ上法) の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「[10] HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合につい	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項

ても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D026」検体検査判断料の「7」微生物的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドライン 2013－2014版」に記載されたカテゴリB の感染性物質の規定に従つて、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ～オ (略) (19)～(29) (略)

(30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出  
ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR 法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドランス 2013－2014版」に記載されたカテゴリB の感染性物質の規定に従つて、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「56」HTLV-1 抗体（ウェスタンプロット法及びライソプロト上法）の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」H

イ～オ (略)  
(19)～(29) (略)

(30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出  
ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR 法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HPV 核酸検出の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドランス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリB の感染性物質の規定に従つて、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「56」HTLV-1 抗体（ウェスタンプロット法及びライソプロト上法）の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

PV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D026」検体検査判断料の「7」微生物的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドライン 2013－2014版」に記載されたカテゴリB の感染性物質の規定に従つて、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。  
イ～オ (略)

イ～オ (略)

事務連絡  
令和4年3月17日

一般社団法人 日本衛生検査所協会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課  
経済課  
新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
保険局医療課

新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数の見直しについて（周知）

平素より、医療機関に対する医療関係サービスの安定的かつ継続的な供給にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数について、別添1のとおり、令和4年3月16日の中央社会保険医療協議会総会において、「『核酸検出（PCR）検査（委託）』について、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえ、激変緩和のための更なる経過措置として、令和4年4月1日から令和4年6月30日まで850点とし、令和4年7月1日に700点とする』ことが承認されたところです。

今後も地域医療に必要な検査が引き続き実施されるよう、医療機関や検査機器・試薬製造販売業者等との間で、診療報酬点数の見直しを踏まえた円滑な契約の見直しに対応していただくよう、別添2のとおり、都道府県等に衛生検査所への周知を依頼しましたのでご承知おきください。

なお、同旨の事務連絡を一般社団法人日本医療機器産業連合、一般社団法人米国医療機器・IVD工業会、欧州ビジネス協会医療機器・IVD委員会及び一般社団法人日本臨床検査薬協会宛に送付することを申し添えます。

(連絡先)

厚生労働省医政局地域医療計画課  
医療関連サービス室  
電話：03-3595-2185  
メール：[k-sokutei@mhlw.go.jp](mailto:k-sokutei@mhlw.go.jp)

# 新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し

## 別添 1

### 【見直し】

- 「核酸検出（PCR）検査（委託）」について、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえ、激変緩和のための更なる経過措置として、令和4年4月1日から令和4年6月30日まで850点とし、令和4年7月1日に700点とする。

検査項目	～12/30	12/31～3/31	4/1～6/30	7/1～
核酸検出（PCR）検査（委託）	1800点	<b>1350点</b>	<b>850点</b>	<b>700点</b>
核酸検出（PCR）検査（委託以外）	1350点		<b>700点</b>	
抗原検出検査（定性）	600点		<b>300点</b>	
抗原検出検査（定量）			<b>560点</b>	

(参考)  
新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し後の点数一覧

検査項目	見直し後の点数	準用点数
SARS-CoV-2核酸検出（検査委託）	4/1~6/30 <b>850点</b> 7/1~ <b>700点</b>	D012 感染症免疫学的検査 「56」HTLV-1抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）（425点） D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」HPV核酸検出（350点） 2回分
SARS-CoV-2核酸検出（検査委託以外）	<b>700点</b>	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」HPV核酸検出（350点） 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託）	4/1~6/30 <b>850点</b> 7/1~ <b>700点</b>	D012 感染症免疫学的検査 「56」HTLV-1抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）（425点） D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」HPV核酸検出（350点） 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託以外）	<b>700点</b>	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」HPV核酸検出（350点） 2回分
SARS-CoV-2抗原検出（定性）	<b>300点</b>	D012 感染症免疫学的検査 「26」マイコプラスマ抗原定性（免疫クロマト法）（150点） 2回分
SARS-CoV-2抗原検出（定量）	<b>560点</b>	D012 感染症免疫学的検査 「52」HIV-1抗体（ウエスタンブロット法）（280点） 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）	<b>420点</b>	D012 感染症免疫学的検査 「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）（210点） 2回分

事務連絡  
令和4年3月17日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管（部）局 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課  
経済課  
新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
保険局医療課

新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数の見直しについて（周知）

新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数について、別添のとおり、令和4年3月16日の中央社会保険医療協議会において、『「核酸検出（PCR）検査（委託）」について、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえ、激変緩和のための更なる経過措置として、令和4年4月1日から令和4年6月30日まで850点とし、令和4年7月1日に700点とする』ことが承認されたところです。

各衛生検査所におかれては、今後も地域医療に必要な検査が引き続き実施されるよう、医療機関や検査機器・試薬製造販売業者等との間で、診療報酬点数の見直しを踏まえた円滑な契約の見直しに対応していただくよう、貴管内の衛生検査所の関係者に周知いただきますようお願ひいたします。

なお、同旨の事務連絡を検査機器・試薬関係団体及び衛生検査所関係団体宛に送付することを申し添えます。

〈衛生検査所に関するごとについて〉  
(連絡先)

厚生労働省医政局地域医療計画課  
医療関連サービス室  
電話：03-3595-2185  
メール：[k-sokutei@mhlw.go.jp](mailto:k-sokutei@mhlw.go.jp)

〈保険収載に関するごとについて〉  
(連絡先)

厚生労働省保険局医療課  
電話：03-3595-2577

# 新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し

## 別添

### 【見直し】

- 「核酸検出（PCR）検査（委託）」について、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえ、激変緩和のための更なる経過措置として、令和4年4月1日から令和4年6月30日まで850点とし、令和4年7月1日に700点とする。

検査項目	～12/30	12/31～3/31	4/1～6/30	7/1～
核酸検出（PCR）検査（委託）	1800点	<b>1350点</b>	<b>850点</b>	<b>700点</b>
核酸検出（PCR）検査（委託以外）	1350点		<b>700点</b>	
抗原検出検査（定性）	600点		<b>300点</b>	
抗原検出検査（定量）			<b>560点</b>	

(参考)  
新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し後の点数一覧

検査項目	見直し後の点数	準用点数
SARS-CoV-2核酸検出（検査委託）	4/1~6/30 <b>850点</b> 7/1~ <b>700点</b>	D012 感染症免疫学的検査 「56」HTLV-1抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）（425点） D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」HPV核酸検出（350点） 2回分
SARS-CoV-2核酸検出（検査委託以外）	<b>700点</b>	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」HPV核酸検出（350点） 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託）	4/1~6/30 <b>850点</b> 7/1~ <b>700点</b>	D012 感染症免疫学的検査 「56」HTLV-1抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）（425点） D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」HPV核酸検出（350点） 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託以外）	<b>700点</b>	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」HPV核酸検出（350点） 2回分
SARS-CoV-2抗原検出（定性）	<b>300点</b>	D012 感染症免疫学的検査 「26」マイコプラスマ抗原定性（免疫クロマト法）（150点） 2回分
SARS-CoV-2抗原検出（定量）	<b>560点</b>	D012 感染症免疫学的検査 「52」HIV-1抗体（ウエスタンブロット法）（280点） 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）	<b>420点</b>	D012 感染症免疫学的検査 「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）（210点） 2回分

保医発0316第1号  
令和4年3月16日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
(公印省略)

### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）を下記のとおり改正し、令和4年4月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

なお、検体採取を行った保険医療機関以外の施設に検査を委託する場合のSARS-CoV-2核酸検出及びSARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出の点数については、中央社会保険医療協議会総会（令和4年3月16日）において承認されたとおり、令和4年7月1日に再度見直しを行い、700点とする予定であることを申し添えます。

### 記

1 別添1第2章第3部第1節第1款D023(18)のアを次のように改める。

(18) SARS-CoV-2核酸検出

ア SARS-CoV-2核酸検出は、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドライン 2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「56」HTLV-I抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の

「10」 H P V核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D 0 2 6」検体検査判断料の「7」微生物的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

2 別添1第2章第3部第1節第1款D 0 2 3 (30)のアを次のように改める。

(30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出

ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、P C R 法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「56」H T L V－I 抗体（ウェスタンプロット法及びラインプロット法）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」H P V核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D 0 2 6」検体検査判断料の「7」微生物的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(参考：新旧对照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号)

改 正 後		現 行
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項	<p>第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D 0 0 0 ~ D 0 2 2 (略) D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 (1) ~ (17) (略)</p> <p>(18) SARS-CoV-2 核酸検出</p> <p>ア SARS-CoV-2 核酸検出は、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドライン 2013－2014版」に記載されたカテゴリBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「[56] HTLV-I 抗体 (ウェスタンプロット法及びライシンプロツ上法) の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「[10] HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合について</p> <p>第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D 0 0 0 ~ D 0 2 2 (略) D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 (1) ~ (17) (略)</p> <p>(18) SARS-CoV-2 核酸検出</p> <p>ア SARS-CoV-2 核酸検出は、<u>検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「[10] HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。</u>なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドランス2013－2014版」に記載されたカテゴリBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「[56] HTLV-I 抗体 (ウェスタンプロット法及びライシンプロツ上法) の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「[10] HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合について</p>

ても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D026」検体検査判断料の「7」微生物的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドライン 2013－2014版」に記載されたカテゴリB の感染性物質の規定に従つて、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ～オ (略) (19)～(29) (略)

(30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出  
ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR 法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドランス 2013－2014版」に記載されたカテゴリB の感染性物質の規定に従つて、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「56」HTLV-1 抗体（ウェスタンプロット法及びライソプロト上法）の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」H

イ～オ (略)  
(19)～(29) (略)

(30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出  
ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR 法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HPV 核酸検出の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドランス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリB の感染性物質の規定に従つて、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「56」HTLV-1 抗体（ウェスタンプロット法及びライソプロト上法）の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

PV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D026」検体検査判断料の「7」微生物的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドライン 2013－2014版」に記載されたカテゴリB の感染性物質の規定に従つて、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ～オ (略)

イ～オ (略)

(保323)

令和4年3月22日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松本吉郎

(公印省略)

令和4年度診療報酬改定に係る告示、通知のご案内について

(3月18日付け)

令和4年4月1日施行の診療報酬点数表等の改正に係る省令、告示、通知につきましては、3月4日付け（保305）にてご連絡申し上げたところでございます。

今般、3月18日付で、複数手術に係る費用の特例等の告示、通知が発出されました。日医ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「診療報酬改定に関する情報 令和4年度」に掲載しておりますので、必要な通知を印刷のうえご活用いただきますようお願い申し上げます。

<添付資料>

令和4年度診療報酬改定関連通知等について（その2）

（厚生労働省保険局医療課事務連絡）

事務連絡  
令和4年3月18日

地方厚生(支)局医療課  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)  
(別記) 関係団体

} 御中

厚生労働省保険局医療課

令和4年度診療報酬改定関連通知等について（その2）

令和4年度診療報酬改定に係る関連通知等については別紙のとおり発出されておりますので、その取扱いに遺漏なきよう、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

なお、当該通知等及び関連省令・告示については、厚生労働省ホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

## (別紙)

名称	番号・日付
複数手術に係る費用の特例の一部改正に伴う実施上の留意事項について	令和4年3月18日 保医発0318第1号
厚生労大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正法等に伴う実施上の留意事項について	令和4年3月18日 保医発0318第2号
厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者について	令和4年3月18日 保医発0318第3号
厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が実施する調査について	令和4年3月18日 保医発0318第4号
歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について	令和4年3月18日 保医発0318第5号